

## 特定秘密保護法案に反対する会長声明

1 当会は、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が 2011（平成 23）年 8 月 8 日、政府に提出した「秘密保全のための法制の在り方について」と題する報告書（以下「秘密保全法制」という）について、(1) 特別秘密の範囲が曖昧かつ広範囲に過ぎ、国民の知る権利が侵害されるおそれがあること、(2) 「特別秘密」を取り扱う者の適性評価制度において、関係者のプライバシーや思想信条の自由に対しても重大かつ深刻な侵害であること、(3) 罰則について、処罰対象を拡大し、法定刑も上限を 10 年として重罰化を図り、このことにより、正当な取材活動に対する萎縮効果を生み、取材・報道の自由を侵害し、罪刑法定主義に違反する疑いがあること、を指摘して、秘密保全法の制定に強く反対する会長声明（2012（平成 24）年 10 月 25 日付）を出した。

2 その後、政権が交代した後も政府はこの作業を受け継ぎ、2013（平成 25）年 9 月 3 日、「特定秘密の保護に関する法律案」としてその概要を発表し、9 月 3 日から 2 週間のパブリック・コメントの意見募集を告示した。重要な法案であるにもかかわらず極めて短い意見募集期間であったが、8 万 8 6 0 3 件の意見が提出され、そのうち、6 万 9 5 7 9 件（79%）が反対の立場からの意見であった。

政府は平成 25 年 10 月 25 日、特定秘密保護法案（以下「法案」という）を閣議決定の上、国会に提出し、現在審議されている。

3 法案は、基本的に秘密保全法制を踏襲するものであり、「その漏えいが我が国安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿をすることが必要であるもの」を「特定秘密」とし、行政機関の長が①防衛、②外交、③特定有害活動、④テロリズム防止の 4 分野で「特定秘密」を指定することとし、これを漏らした者に重罰を科すものとなっているが、保護対象となる「特定秘密」の範囲が広範かつ不明確であり、チェック体制が講じられていないことと相まって行政機関の長の恣意的な判断で「特定秘密」とされ、本来国民に開示される情報が統制・

隠ぺいされる危険性が大きい。

そのうえ、「特定秘密」指定の5年間の有効期間を更新することができ、これを繰り返せば、指定が恒久化されるばかりか、内閣の承認で30年を超えてなお公開しないことできることになっている。

処罰範囲も、過失による漏えい行為のほか、漏えい行為の未遂や共謀、独立教唆及び煽動、並びに「特定秘密」の取得行為とその共謀、独立教唆、煽動を処罰対象としており極めて広範であり、重罰化とあいまつた刑罰の萎縮的効果に鑑みれば、報道や取材の自由、国民の知る権利を侵害するおそれが非常に大きい。

また、法案は、適性評価を経た者に「特定秘密」の取扱いをさせることにしているが、この適性評価制度では、通常他人に知られたくない個人情報も調査対象となり、プライバシー・思想・信条の自由等の侵害の危険性が大きい。

さらに、法案は、国会を「その他」の提供先として位置づけ、特定秘密の国会への提供につき、他の行政機関や外国政府等への提供（法案6条～9条）に比し極めて厳格な要件を課している。しかも、国会議員も処罰の対象であり、提供された特定秘密や秘密会での審議状況を国民に知らせれば処罰を受けることになる。

報道又は取材の自由に十分配慮するとの法案の規定も、抽象的な訓示規定に過ぎず、これにより報道又は取材の自由が担保されるものでもない。従って、取材行為に対する萎縮効果は測り知れない。更に、この規定は「出版又は報道の業務に従事」しない一般市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等に適用されず、不合理な差別となっている。

4 以上のように、法案は国民主権、議会制民主主義に悖り、国民の知る権利とそれを担保する取材の自由、報道の自由、プライバシー権等を侵害するおそれが大きい。

よって、当会は特定秘密保護法案の成立に強く反対するものである。

2013（平成25）年11月20日

愛媛弁護士会 会長 五葉 明徳